

大分県報

令和二年
第一三〇号
八月十一日

（火曜日）

目次

告示

| | |
|----------------------|---|
| 土地改良区の定款変更認可 | 一 |
| 指定予定保安林（七件） | 一 |
| 大分県が管理する港湾施設の概要の一部改正 | 四 |
| 公 告 | 四 |
| 採石業務管理者試験の実施 | 四 |
| 開発行為の完了 | 五 |

告示

大分県告示第四百四十八号
土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款変更を認可した。
令和二年八月十一日

| | | | |
|-----------|-----|---------|---------|
| 土地改良区名 | 所在地 | 大分県知事 | 広 瀬 勝 貞 |
| 白水井路土地改良区 | 竹田市 | 令二・七・二九 | |

大分県告示第四百四十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。
令和二年八月十一日

令和二年八月十一日

一 保安林予定森林の所在場所
宇佐市院内町小平字屋敷ノ上六八番、六九番、七〇番一・七二番一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
二 指定の目的
土砂の流出の防備
三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（一） 木の森林については、主伐は択伐による。

（二） 字屋敷ノ上六八番・七〇番一・七二番一（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）

（三） その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

（四） 主伐として伐採をすることが出来る立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに宇佐市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第四百五十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があつた。
令和二年八月十一日

| | | |
|--|-------|---------|
| 保安林予定森林の所在場所 | 大分県知事 | 広 瀬 勝 貞 |
| 中津市山国町槻木字桑原一四八四番、一四八五番一、一四九五番一、一四九五番二、一四九七番、一四九八番一から一四九八番三まで、一四九九番、一五〇〇番、字焼尾二六四六番、二六五二番、二六五六番三、二六五九番 | | |

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

大分県報（告示）

1 立木の伐採の方法

(一) 次の森林については、主伐は択伐による。

- 字桑原一四八五番一(次の図に示す部分に限る。)、一四九八番二、一四九八番三、一四九九番、一五〇〇番、字焼尾二六四六番・二六五二番・二六五六番三(以上三筆について、次の図に示す部分に限る。)
- (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに中津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第四百五十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和二年八月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

- 中津市耶馬溪町大字金吉字飛瀬三九二一番、三九二六番、三九二七番、三九四七番から三九五〇番まで、三九五二番、三九五九番、字飛瀬ノ上三九六八番から三九七三番まで、字大勢三九八〇番、三九八一番、三九八二番一、三九八四番から四〇〇四番まで、四〇一二番三、四〇一三番、四〇一四番、字向ノ平四〇一五番から四〇一八番まで、四〇二〇番から四〇二四番まで、四〇二六番から四〇三一番まで

二 指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県北部振興局並びに中津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第四百五十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和二年八月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

- 佐伯市蒲江大字西野浦字インノ谷六九四番、六九七番、六九八番一から六九八番三まで、六九九番から七〇六番まで、七〇七番一、七〇七番二、七〇九番から七一七番まで、七一九番、七二一番、七二二番、七二四番、七二五番一、七二五番二、七二六番から七二八番まで、七二九番三、七三〇番、七三九番(次の図に示す部分に限る。)、字寺屋敷七八九番、七九〇番、七九三番、字ヒナタヘラ八〇二番・八〇三番(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)、八〇四番、八一一番、八一二番、八一四番一、八一四番二、八一五番から八一八番まで、八二〇番から八二二番まで、八二四番、八二六番、八三二番二、八三三番から八三五番まで

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 次の森林については、主伐は択伐による。
字インノ谷七二九番三・字寺屋敷七八九番・字ヒナタヘラ八〇三番・八〇四番・八三四番(以上五筆について、次の図に示す部分に限る。)
 - (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第四百五十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和二年八月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

佐伯市字大谷二七九七番一・二七九七番二・二七九八番・二八〇二番から二八〇五番まで・二八〇七番から二八〇九番まで・二八一二番・二八二〇番・二八九四番一（以上十三筆について次の図に示す部分に限る。）、二七九四番から二七九六番まで、二八〇六番、二八一〇番一、二八一〇番二、二八一一番、二八一三番から二八一五番まで、二八九四番三、二八九五番、二八九六番、字大谷口二七九九番、二八〇〇番、二八九七番、二九四七番、字岡山二八九二番一、二八九二番六、二八九二番七、二八九二番一三、字臼坪二八九三番一、二八九三番二、二八九三番五から二八九三番一三まで、二八九三番二〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（一）次の森林については、主伐は択伐による。

字大谷二八〇六番、二八〇七番から二八〇九番まで・二八一〇番一・二八一一番・二八一二番・二八九四番一・二八九五番・二八九六番・字大谷口二七九九番・二八〇〇番・二八九七番・字臼坪二八九三番七（以上十三筆について、次の図に示す部分に限る。）

（二）その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

（三）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（四）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

令和二年八月十一日

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第四百五十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

令和二年八月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 保安林予定森林の所在場所

佐伯市蒲江大字西野浦字大谷一四四六番、一四四七番、一四四八番一、一四四八番二、一四五五番一から一四五五番三まで、一四五六番から一四五九番まで、一四六一番から一四七五番まで、一四七六番一、一四七八番一、一四八〇番から一四八三番まで、一四八四番一、一四八五番、一四八六番、一四九五番一、一四九九番、一五〇〇番、一五〇六番

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（一）次の森林については、主伐は択伐による。

字大谷一四四九番・一五〇〇番・一五〇六番（以上三筆について、次の図に示す部分に限る。）

（二）その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

（三）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（四）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県南部振興局並びに佐伯市役所に備え置いて縦覧に供する。）

大分県告示第四百五十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のとおり農林水産大臣から保安林に指定する予定である旨通知があった。

大分県報（告示）

令和二年八月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

- 一 保安林予定森林の所在場所
由布市庄内町渕字小藤二九二八番四、二九二八番六、二九二九番一、二九三〇番三
指定の目的
- 二 土砂の流出の防備
指定施業要件
- 三 立木の伐採の方法

1 立木の伐採の方法
 (一) 次の森林については、主伐は択伐による。
 字小藤二九二九番一・二九三〇番三(以上二筆について、次の図に示す部分に限る。)

- (二) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (三) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (四) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を大分県農林水産部森林保全課及び大分県中部振興局並びに由布市役所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第四百五十六号

大分県が管理する港湾施設の概要(昭和四十三年大分県告示第二百五十四号)の一部を次のように改正する。

なお、関係図面は、大分県土木建築部港湾課及び別府土木事務所に備え置いて一般の供覧に供する。

令和二年八月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

二 別府港の(二)概要の表中

| | | | |
|------|----|--------------------|--|
| 七一〇九 | 緑地 | 一、〇八〇・八〇 平方メートル | |
|------|----|--------------------|--|

を

| | | | |
|------|----|---------------------|---------|
| 七一〇九 | 緑地 | 一、〇八〇・八〇 平方メートル | |
| 七一〇〇 | 緑地 | 一九、〇〇〇・〇〇 平方メートル | 餅ヶ浜海浜公園 |
| 七一〇一 | 緑地 | 一一、五八五・〇〇 平方メートル | |

に

○公 告

採石法(昭和二十五年法律第二百九十一号)第三十二条の十三の規定により、次のとおり採石業務管理者試験を実施する。

令和二年八月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 試験日時
 令和二年十月九日(金)午前十時から正午まで

二 試験場所
 大分市高江西一丁目四千三百六十一番十 大分県産業科学技術センター第一研修室

三 試験科目
 採石法施行規則(昭和二十六年通商産業省令第六号。以下「規則」という。)第八条の八に規定する科目

四 受験手続
 1 提出書類

- (一) 受験願書(規則様式第九)
- (二) 写真一葉(手札形とし、受験願書提出前六月以内に撮影した正面上半身像で、その裏面に、撮影年月日、氏名及び年齢を記載したもの)

2 書類の受付期間及び受付時間
 (一) 受付期間

令和二年八月三十一日から同年九月十一日まで。ただし、郵送により書類を提出する場合は、同日までの消印のあるもの限り受け付ける。

(二) 受付時間

午前八時三十分から午後五時十五分まで

3 書類の提出先

大分市大手町三丁目一番一号（郵便番号八七〇―八五〇二）

大分県商工観光労働部工業振興課

4 受験手数料

八千円の大分県収入証紙を受験当日受付に提出すること。

5 その他

その他の詳細については、大分県商工観光労働部工業振興課に問い合わせること。

五 新型コロナウイルス感染症への対応

1 新型コロナウイルスの感染拡大状況によっては、試験の延期や中止の可能性がある。その際は、県ホームページ上で知らせる。

2 試験当日は、感染予防のため、必ずマスクを持参し、及び着用すること。

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

令和二年八月十一日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 開発区域に含まれる地域の名称

国東市武蔵町成吉字城八百三番ほか六筆及び八百十番ほか六筆の各一部並びに八百四十一番二ほか一筆の各地先里道並びに武蔵町古市字城ノ西千四百三十二番ほか一筆、字城千四百五十二番ほか一筆並びに字中尾千四百七十二番四ほか一筆（二工区）

二 開発区域の面積

三万九千九百五十九・四六平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

国東市国東町鶴川百四十九番

国東市長 三 河 明 史

四 完了検査年月日

令和二年七月二十一日